鳥取労働局

局長 石田 聡 様



鳥取県最低賃金の改正決定について(答申)に対する異議申出

日頃より、労働者の暮らし、安全・安心の職場づくりにご尽力いただき、心より敬意を表します。 この度、鳥取地方最低賃金審議会は最低賃金改正にあたり、中央最低賃金審議会が引き上げ の目安を示さない異例の事態の中で、2円の引き上げの答申をされました。

2016 (平成 28)年からの4年間は22円以上の引き上げが続き、昨年は28円という最高の引き上げがなされましたが、今回の答申額の低さは、この流れに大きなブレーキとなることを懸念するものです。

日本の雇用労働者の約 4 割は非正規雇用で、最低賃金はそうした立場の弱い労働者の暮らしを下支えする基盤でもあります。しかし、週 40 時間働いても年収 200 万円にも満たない状況です。 貯蓄無しの世帯は 3 割を超えています。コロナ禍はそういった人々を直撃しています。最低賃金の引き上げは、物流や小売り、医療・介護など、社会に不可欠な分野で働く人たちが報われる水準にするべきです。

6月4日に開かれた全国知事会では、大都市への過度な人口集中は感染拡大のリスクを高める という教訓が得られたとして、地方分散の必要性を提言しました。まさに今の最賃制度が大都市へ の人口移動を後押ししていると言わざるを得ません。

この間、鳥取県労働組合総連合と全国労働組合総連合中国ブロック協議会は、貴職に対し鳥取県の最賃額を1,500円へ引き上げることを目指し、当面1,000円にすること、全国一律最低賃金制度の制定を国に求めること等の要請を行ってきました。また、鳥取地方最低賃金審議会に対しても、今年の最低賃金審議にあたり、「最低賃金を引き上げて暮らしの改善、中小企業支援で経済危機の立て直しを」の意見書を提出し、積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める提言を出していただくよう求めてきました。しかし、今回の答申額は、極めて不十分な水準にとどまっていると言わざるを得ません。

よって、「鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に対し、改めてこの度の答申額を大幅に改善されるとともに、金額決定にあたっては、憲法25条に定める「健康で文化的な生活を営む権利」を具現する最低賃金制度の役割について再考のうえ、決定されるよう求めます。

以上

鳥 労 発 基 0824 第 1 号 令和 2 年 8 月 2 4 日

鳥取地方最低賃金審議会

会長 岩井 和由 殿

鳥 取 労 働 局 長 石 田 聡 <mark>印</mark>

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、鳥取県労働組合総連合議長から、令和2年8月19日付けをもって最低賃金法第12条による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

## 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

## 令和2年8月24日

区分	氏 名	職名
公益代表	岩井和由	元 鳥取短期大学生活学科 教授
	植木洋	鳥取短期大学生活学科 助教
	西 村 教 子	公立鳥取環境大学経営学部 教授
労働者代表	河 村 正之	電機連合山陰地方協議会 事務局長
	田中穂	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長
	森 本 哲 司	三洋テクノソリューションズ鳥取労働組合 執行委員長
使用者代表	田中利明	気高電機(株) 総務部長
	平 木 修	鳥取県商工会連合会 副会長
	宮城定幸	(一社)鳥取県経営者協会 専務理事